

市内写真家のネットワークによる素材写真の撮影業務

企画提案仕様書

1 業務名

市内写真家のネットワークによる素材写真の撮影業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

糸島市内

4 目的

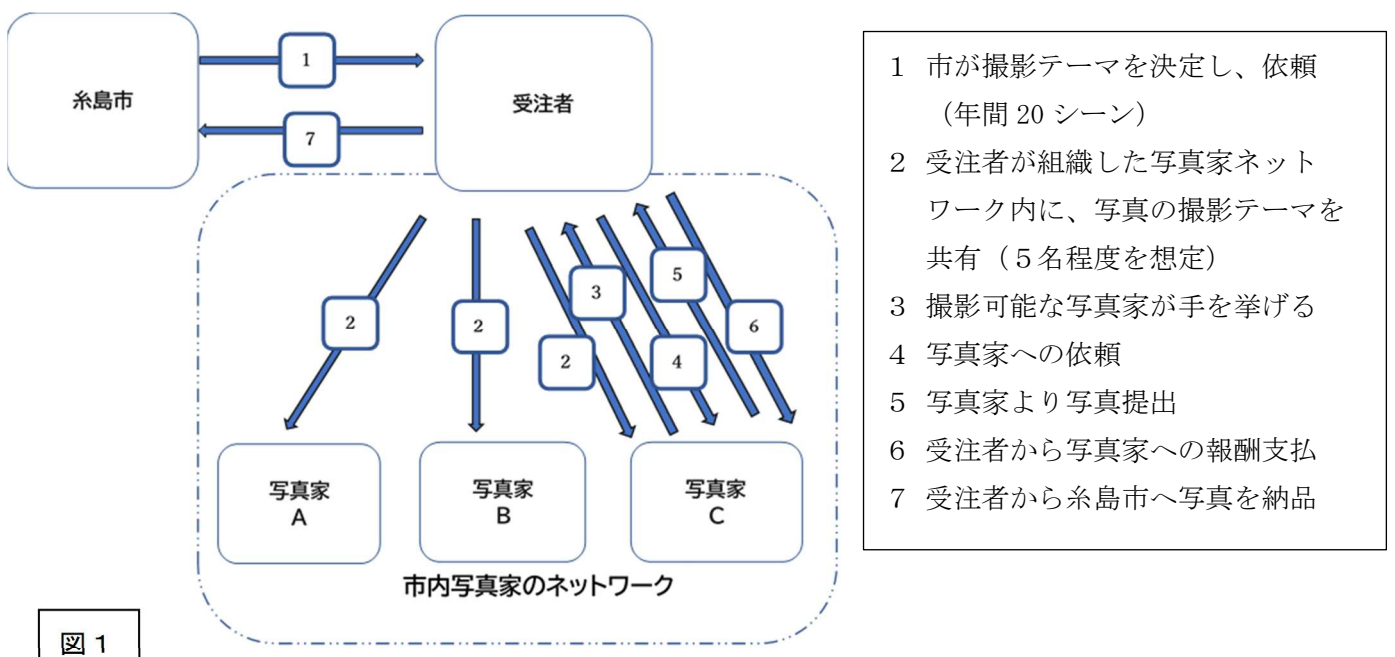
本市では、糸島市の魅力を広く発信することを目的として、テレビ番組やWebメディア、雑誌などからの依頼により、素材として利用できる動画や写真を提供している。本業務は、市内在住の写真家によるネットワークを組織し、季節ごとの市内の魅力的な写真を撮影する。撮影した写真は市が買い取り、誰でも活用できる素材写真とし、メディアや市内事業者等で活用してもらうことで、市の認知度を間接的に向上させることを目的とする。

5 業務概要

本業務は、糸島市の魅力を発信するための素材写真の撮影を市内の写真家に依頼し、受注者において写真の収集・編集を行った上で、発注者（糸島市）に納品するものである。

なお、企画提案書には業務内容と以下の実施スキームを踏まえて、より効果的な実施に繋がる具体的手法を明記して提案すること。

なお、本業務の実施に要する一切の費用は、本業務委託費に含むものとする。



6 業務内容

(1) 市内写真家ネットワークの組織・運営

- ・本市在住の写真家ネットワークを組織すること。
- ・写真家ネットワークに参加する写真家については、決定前に発注者へ報告を行うこと。
- ・発注者及び写真家と連絡調整を行うこと。
- ・運営については「5 業務概要」の図1を参考に、具体的な運営方法について提案すること。

(2) 写真収集・納品

① 写真収集

- ・委託期間内に20シーン以上の写真の収集を行うこと。
- ・1シーンにつき4カット程度の写真を納品すること。
- ・テレビや雑誌等のメディアへの提供や、観光PRやポスターなどでの使用を想定しているため、汎用性が高いものとする。
- ・撮影箇所及び時期は、撮影機会を逸さぬよう事前に発注者と協議のうえ、決定すること。
- ・不特定多数が2次利用できるよう、肖像権や施設における許可等の問題がないものとする。

② 撮影シーン

- ・撮影シーンについては、糸島市の魅力的な風景や季節、イベントなどとする。
- ・シーンやスケジュールについては、発注者と協議して決定する。

市が想定している撮影シーン
桜井二見ヶ浦（青空）、桜井二見ヶ浦（夕日）、白糸の滝、芥屋の大門、幣の浜、姉子の浜、可也山と海、可也山と田園、市街地風景、カキ小屋、伊都菜彩、志摩の四季、棚田、ハマボウ、オオキツネノカミソリ、コスモス、赤米、紅葉、菜の花、桜、市内で開催されるイベントなど

③ 撮影形式等について

商用で利用されることを想定し、下記のとおり、高画質・高精細なものとする。

項目	内容
写真	メディアや印刷物などで利用するため、有効画素数10メガピクセル以上とし、受注者において適切な色彩補正や現像処理などの編集を行うこと。

- ア 納品形態 発注者と協議の上、USB3.0対応ポータブルハードディスク、またはオンラインによるデータ送付で納品すること。
- イ 納品方法
- ・撮影箇所ごとに撮影後、概ね2週間を目途に随時納品すること。この際、納品に使用したポータブルハードディスクは返却する。
 - ・全スポットの撮影終了後、委託期間末日までに全ての写真を格納したポータブルハードディスクを納品すること。この際、納品に使用したポータブルハードディスクは返却しない。
 - ・納品動画の受け渡し方法及び納品写真の確認方法については、発注者、受注者と協議の上決定すること。
- ウ 納品場所 糸島市役所 ブランド政策課

7 成果品の著作権等

- (1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権などの権利はすべて、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は、受注者において負うものとする。
- (2) 発注者は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく、かつ無償でインターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）、また、第三者に利用させることができるものとする。
- (3) 撮影にあたっては、新規撮影とすること。
- (4) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (5) 撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受注者において行うこと。

8 その他要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本業務の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係先と十分な連絡・調整を行うこと。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは、発注者が指定した場所で行う。
- (4) 撮影に付帯する経費及び調整会議や打合せ等、本業務実施に係る必要経費は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 撮影先、協力者、本業務従事者のトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 関係者の事故や災害等の緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合等においても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「令和 8 年度市内写真家のネットワークによる素材写真の撮影業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

9 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、令和 9 年 3 月 31 日までに、実績報告書に成果物、支出書類、データ等関係書類を添えて発注者に提出する。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存しなければならない。

- (3) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も5年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。

10 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議の上で決定するものとする。